

第3回 南紀白浜トライアスロン大会 競技規則

【総則】

1. 本大会は、公益社団法人日本トライアスロン連合競技規則(JTU ルール)及び以下に定める「第3回 南紀白浜トライアスロン大会」南紀白浜トライアスロン大会ローカルルールに従い競技を行う。
2. 本大会は国内屈指の南紀白浜温泉街を中心としたコースを使用し、バイクコースにおいては周回コースとなることから選手密度が高いことを十分理解し、互いの競技エリアと競技力を尊重し、お互いを敬愛し自らの責務で競技する。
3. 本大会競技規則に定めない事項、事象が生じた場合は、大会実行委員会がその取扱いを決定する。
4. 安全第一を優先し、気象条件、その他の条件等により、競技性及び安全性が十分に確保できないと主催者が判断した場合は、競技開始以前または競技中であっても、競技内容の変更または競技の中止をおこなうことが出来る。

【共通規則】

1. 選手及び随行者は、社会人、スポーツマンとして節度のある態度で本大会に参加する。違法駐車、一般車両・通行人への通行妨害、ゴミの投棄及び違法キャンプの禁止、バイク乗車中のヘルメット着用、夜間の騒音等に十分注意し、開催地の地域住民やボランティアスタッフとの調和を図る。
2. 大会に定められた時間を厳守し、遅刻することのない様早めに行動し、遅れる場合は事前に連絡する。
3. 選手は、大会規則及び道路交通法の定める交通規則とコースを理解して大会に参加する。コース離脱や交通違反に対する責任は、選手個人が負う。
4. 選手は、大会当日に健康状態をチェックしたセルフチェック用紙を提出しなければならない。
5. 酒気帯びや体調不良の状態での競技をすることはできない。酒気帯びの恐れのある選手に対しては呼気検査を求められることがあり。検査の結果、アルコール分が検出されれば競技に参加できない。
6. 選手は規則で定められたウェア、競技用具を使用しなければならない。
7. ユニフォームの前ファスナーを下げた状態や片掛けのままでの競技を行うことはできない。これらの状態を発見し、繰り返し注意を行っても改善しない場合や、故意にこれらの行為を行ったとみなされる場合は、ペナルティを科す場合がある。また、競技中に限らず、会場付近での更衣や、上半身裸のまま移動することを禁止する。
8. 仮装は認めない。
9. レースナンバーは、バイクでは背面、ランでは前面に取り付け、めくり上がらないように取り付けること。折り曲げやレースナンバーへの変造は禁止する。レースナンバーベルトの使用は認める。
10. 大会期間中、指定場所以前での物(ゴミ、ボトル、競技用品を問わず)の投棄を禁止する。ただし、競技中にあってはスタッフに一声掛けて受け取りを依頼することを容認する。
11. 制限時間及び関門時間を設ける。スイムスタートはウエイブスタートとし、50分で計測地点に到達出来ない選手はバイク競技に進めない。またスイム終了後、バイクスタート地点に午前9時06分までに通過出来ない選手はバイク競技には進めない。11時00分までにバイクフィニッシュ地点を通過していない選手は、ラン競技に進めない。総合フィニッシュは12時30分までとする。各種目の各制限時間に通過できなかった選手はDNFとなる。制限時間に関わらず競技続行が困難、競技運営に著しく支障があると主催者が判断した場合、その選手に対してDNFを宣告する。DNF及び自主リタイヤ選手はスタッフに申告し、アンクルバンドを返却する。その後の行動についてはスタッフの指示に従うこと。

12. フィニッシュ地点でのアンクルバンドの返却は、必ずスタッフに直接手渡しして下さい。紛失した場合は実費を請求します。
13. JITU ルール、南紀白浜トライアスロン大会ルールおよび、社会的マナーに違反した選手は、審判員の裁量によりタイムペナルティを科せられる場合があり、特に暴言等悪質な場合は失格となる。

【車検・バイクコース下見・競技説明】

1. 車検は実施しない。競技用具の整備は各自の責任で行うこととする。著しい整備不良や規格違反と判断された場合は、競技に参加出来ない場合がある。革新技術等の使用は、事前の了解を必要とする。
2. バイクは、フリーホイール式で前後ブレーキを装着したロードレーサー(ブルホーンハンドル仕様の T.T.バイクも含む)を基本とする。安全性が認められない場合は、主催者が判断して参加を認めない場合がある。
3. ヘルメットは安全基準を満たしたものを正しく着用する。改造、ひび割れ、古いタイプ(おおむね 10 年)のヘルメットの使用は認めない。
4. 大会当日、会場付近やバイクコースにおいて、ウォーミングアップ及びバイクコースの試走は出来ない。ラン及び徒歩によるバイクコース下見を推奨する。ラン及び徒歩による下見は歩道を使用し、交通ルールを厳守して安全に注意すること。大会前日はバイクでのコース下見は控えること。
5. 競技説明会への参加を義務とする。競技説明会を欠席した選手は出場を認めない。
(競技説明会では出欠のチェックを行いますので、必ず参加してください)

【スイム競技】

1. スイムスタートエリアには必ず入水チェック(機械測定)を受けて入場すること。
2. スイム競技のスタート方法は、浜辺での 3 ウェイブスタートとする。
3. スイム環境が不安な者や軽微な不調者は、バイク競技からのスタート(スイムスキップ)を認める。ただし、記録は DNF となる。(バイク競技は 8 時 45 分頃にトランジションエリアからのスタートとする。バイク競技以降の制限時間及び閉門時間は「共通規則 11.」と同じとする)
4. スイムではウェットスーツ着用を義務とする。これに反した場合は競技に参加できない。ゴーグル、ノーズグリップ、耳栓、腕時計、心拍測定器の着用を認める。
5. 危機回避等でコースロープ、コースブイ及び監視船につかまって休息できるが、それにつかまっただけの移動は出来ない。
6. 救助を必要とする場合は、頭の上で手を振る等の大きなジェスチャーや大声を出して意思表示をする。

【トランジションエリア】

1. 選手、スタッフ以外はトランジションエリアへ立ち入り出来ない。トランジションエリアでは支給されたトランジションバックに入れて自身の持物を管理すること。トランジションバックに入らない物及び競技と直接関係のない物(クーラーボックス等)の持ち込みは出来ない。審判員が発見した場合はこれを撤去することが出来る。
2. 8 時 00 分からバイク競技終了までトランジションエリアを閉鎖する。バイクと競技用具の引き取りは、11 時 00 分から 13 時 30 分頃とする。盗難防止と間違いをなくするため、ID リストバンドとバイクステッカーを照合して引き渡しを行う。
3. トランジションエリア内でバイクに乗車した場合、ペナルティを科す場合がある。

【バイク競技】

1. バイクコースは交通規制をしているが、常に選手には危険回避義務があり、前方及びコース上のマンホール

や溝等の路面にも十分注意する。

2. 走行中は常に自己の安全速度を守る。特にキープレフトを厳守し、お互いのドラフトゾーン確保及びブロッキング禁止を厳守する。追い越しは、後方を確認し、声を掛けて右側から追い越し、視界の悪いトンネルやコーナーでの追い越しは禁止する。また、追い越される選手は走行ラインを変更しない。
3. コースの特性を考慮し、追い越し時の接触や事故の責務は、常に追い越す選手に課す。
4. バイクコースには、追い越し禁止区間が2箇所ある。選手は十分な車間距離をとり、安全運転走行を心がけること。
5. バイクコースには、エイドステーションがありません。選手は各自でバイクボトル2本を携帯することを推奨する。ペットボトルそのままでの携帯は禁止とする。
6. ドラフティングは禁止とするが、選手が密集した場合等ドラフトゾーン確保が困難な場合、ドラフトゾーンへの故意でない侵入については考慮する。ドラフトゾーンはバイク前輪の最前部を基点として後方7m、横3m(左右それぞれ1.5m)とする。
7. トンネルが1ヶ所あるため、サングラスは透明度の高いものを推奨する。
8. 不可抗力以外の反対車線へのはみ出しを厳禁とする。
9. サイクルコンピューター(走行距離計測器)装着を推奨する。
10. バイクコース周回管理は、サイクルコンピューターを用いて各自の責任において管理する。主催者側は、周回チェックを行わず、周回管理は選手個人で行うものとする。周回数を間違えた場合は、コースの逆走は禁止とし、順方向に走行してバイクゴールに向かう。なお、周回数が足りずに鴨居からの上りのコースに入った場合は、一方通行となるため、DNFとなる。
11. 緊急車両走行時は、減速し、左側徐行、または指示に従い停止すること。いかなる場合においても、救急車両の追い越しは禁止とする。

【ラン競技】

1. コースは完全通行規制されていない。交通規則を遵守し、スタッフの指示に従い、観客や通行人等に十分注意する。
2. 走行はキープレフトを遵守し、コース幅の狭いところは、前方および脇道からの通行人に注意し、互いに安全走行を心掛けること。
3. エイドステーション(給水所)は、コース上に6ヶ所設ける。飲み物は紙コップでの飲料水およびスポーツドリンクを基本とする。第三者によるエイドステーション以外における飲み物等の提供は認めない。
4. 同伴フィニッシュは安全確保のため認めない。
5. フィニッシュの際は、レースナンバーを整え、サングラスを外し、笑顔を推奨する。

【抗議】

1. 選手は審判長の裁定や競技環境、他の競技者やスタッフの言動、また自らの違反について、審議委員会に抗議を申し出ることが出来る。
2. 選手及び審判長は審議委員会の裁定に対してなお不服に時は、JTU 理事会に上訴を申し出ることが出来る。また、さらなる不服申し立ては、「スポーツ仲裁規則」に従い解決する。
3. 審議委員会は大会技術代表、実行委員会代表、和歌山県トライアスロン連合、JTU 代表の4名で構成され、抗議については速やかに対処する。

【付則】

この規則は、平成28年5月21日から施行する。